

報告第3号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の増減の専決
処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

平成31年2月12日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の増減の専決
処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定され
た契約金額の増減について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定
により報告する。

記

- | | | |
|-----------|---|---------------|
| 1 件名及び契約名 | 平成29年第2回杉並区議会定例会において議案第45号
により議決を得た「杉並区立桃井第二小学校改築及び併設
1施設建設給排水衛生設備工事」 | |
| 2 金額の変更 | 議決を得た契約金額 | 金257,904,000円 |
| | 変更後の契約金額 | 金259,380,985円 |
| | 契約金額の増額 | 金1,476,985円 |
| 3 変更理由 | 工事着手後、労務単価及び資材価格の上昇により、契約変
更の必要が生じたため。 | |
| 4 専決処分年月日 | 平成31年1月17日 | |